

Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

家庭だけでなく地域、学校、企業等、社会全体で子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

施策の方向

子どもは社会が育てるとの理念の下、地域、企業をはじめとする様々な主体が子育てを応援する気運を高め、子育てにやさしい社会づくりを進めます。

重点施策

(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成

① 子育てにやさしい地域社会づくり

地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、「ももっこカード」(おかやま子育て応援パスポート)の利便性向上等による一層の普及を図るとともに、「子育て応援BOOK」の作成・配布や講座開催等による父親や祖父母の育児参加促進、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進・普及啓発、子どもや子育てにやさしい社会の実現に向けた県民運動の展開などを通じ、社会全体で子育てを温かく応援する気運を高め、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

② 子どもの人権に関する啓発活動の推進

子どもや妊娠中の方をはじめ誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン¹⁰に配慮した地域社会づくりや、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通じて子どもの人権に関する啓発活動を推進します。

③ 連携の強化

学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域でまもり育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

¹⁰ ユニバーサルデザイン:「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

2 乳幼児期の教育・保育の充実等

施策の方向

すべての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

多様な保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供ができるよう市町村の支援を行うとともに、保育や子育てを支援する人材の確保と育成に取り組めます。

重点施策

(1) 子ども・子育て支援制度¹¹の推進等

制度の推進に当たっては、地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業等を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村を、国とともに重層的に支援します。

また、利用者が適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう、制度や施設経営に関する情報提供に努めるとともに、国や市町村と連携し、円滑な事業実施に努めます。

(2) きめ細かな保育の充実

地域の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児保育等、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう市町村を支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

(3) 待機児童解消に向けた取組の推進

保育人材の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い3歳未満児の受け入れを促進し、待機児童の解消につなげます。

また、岡山県・市町村子育て支援施策推進会議を通じて、市町村と連携を図りながら、待機児童の解消に向けた取組等を推進します。

¹¹ 子ども・子育て支援制度：①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（「地域子ども・子育て支援事業」）の充実等を柱として、2015（平成27）年4月からスタートした制度。

(4) 保育人材の確保・定着と職場環境の改善

「県保育士・保育所支援センター」を中心とした現任保育士への相談対応、潜在保育士の復職に向けた伴走支援や、若手保育士の交流会の開催など、市町村や保育士養成施設と連携し、保育人材の確保・定着に向けたきめ細かな取組を進めるとともに、保育士の資質や専門性の向上を図るため、保育施設職員に対する研修を実施します。

また、環境改善セミナーの実施やサポート人材の配置、保育業務のＩＣＴ化推進に向けた取組などにより、職場環境の改善と業務負担の軽減を図ります。

○特定教育・保育¹²及び特定地域型保育¹³を行う者の見込数

区分	2025(令和7) 年度	2026(令和8) 年度	2027(令和9) 年度	2028(令和10) 年度	2029(令和11) 年度
保育教諭	4,190人	4,265人	4,354人	4,433人	4,459人
保育士	5,950人	5,881人	5,840人	5,804人	5,782人
幼稚園教諭 ^(※)	1,611人	1,576人	1,529人	1,465人	1,426人

※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

(5) 就学前教育の質の向上

幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員研修の充実や市町村への支援等を図ることにより、生涯にわたる人格形成の基礎を担う就学前教育の質を一律に向上させ、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、今後の発達段階において必要となる、学びに向かう力等(非認知能力)の涵養を図り、小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進します。

(6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の教育・保育の質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の推進に関する体制の確保などを定めます。

①教育・保育の量の見込みと確保方策

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期(以下「確保方策」という。)を定めます。

(ア)教育・保育の提供区域

教育・保育の量の見込みと確保方策を定める単位として教育・保育の提供区域(以下「県区域」という。)を設定します。

県区域は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「市町村計画」という。)において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村における広域利用の実態も踏まえ、市町村を1つの単位として設定します。

(イ)各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策の設定

県区域ごとに、市町村計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

¹² 特定教育・保育：市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設が行う当該確認に係る教育・保育。(認定こども園、幼稚園、保育所)

¹³ 特定地域型保育：市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う当該確認に係る地域型保育事業。(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

区分	量の見込みの内容	確保方策の内容
1号認定児	満3歳以上で保育の必要性がない就学前子ども【教育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	特定教育・保育施設 ¹⁴ (認定こども園及び幼稚園に限る。)に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを除く。
2号認定児	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	特定教育・保育施設 ※企業主導型保育施設等を含む。
3号認定児	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所 ¹⁵ (事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。

○教育・保育の量の見込みと確保方策の県計(27区域の計)

(単位:人)

		2025(令和7)年度				2026(令和8)年度				2027(令和9)年度				2028(令和10)年度				2029(令和11)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	10,532	27,550	3,694	16,339	9,999	26,989	3,622	16,273	9,449	26,169	3,549	16,245	8,928	25,425	3,504	16,206	8,635	25,130	3,433	16,141
②確保方策	特定教育・保育施設	18,027	29,570	3,984	14,885	17,866	29,465	3,974	14,846	17,656	29,401	4,008	14,941	17,359	29,315	3,978	14,966	17,145	29,218	3,923	14,986
	特定教育・保育施設に該当しない幼稚園	424	0	0	0	424	0	0	0	424	0	0	0	424	0	0	0	424	0	0	0
	特定地域型保育事業所	0	0	529	1,430	0	0	535	1,442	0	0	534	1,442	0	0	534	1,494	0	0	534	1,513
	企業主導型保育施設	0	697	375	878	0	697	375	878	0	697	375	878	0	697	375	878	0	697	375	878
	上記以外の保育の受け皿※	0	583	83	432	0	583	83	432	0	583	83	432	0	583	83	432	0	583	83	432
	計	18,451	30,850	4,971	17,625	18,290	30,745	4,967	17,598	18,080	30,681	5,000	17,693	17,783	30,595	4,970	17,770	17,569	30,498	4,915	17,809
②-①		7,919	3,300	1,277	1,286	8,291	3,756	1,345	1,325	8,631	4,512	1,451	1,448	8,855	5,170	1,466	1,564	8,934	5,368	1,482	1,668

※特例保育、認可化移行運営費支援を受けている認可外保育施設、幼稚園における長時間預かり保育事業及び一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)並びに地方単独保育施策の計。

※県区域ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策はP.95-P.101に記載

¹⁴ 特定教育・保育施設:市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

¹⁵ 特定地域型保育事業所:市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が当該確認に係る地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)の事業を行う事業所。

②認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、必要に応じて、認定こども園への移行を促進しつつ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(ア)認定こども園の目標設置数と設置時期

市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の提供体制の確保の内容を設定していることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

○県区域ごとの目標設置数等

(単位:施設)

県区域	設置済み数 (R6.4.1現在)	目標設置数				
		2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
岡山市区域	70	80	87	90	93	94
倉敷市区域	41	42	42	42	42	42
津山市区域	5	5	5	5	5	5
玉野市区域	5	5	5	5	5	5
笠岡市区域	14	14	14	14	14	14
井原市区域	0	0	0	0	0	0
総社市区域	3	3	3	3	3	3
高梁市区域	4	5	6	6	6	6
新見市区域	8	8	8	8	8	8
備前市区域	9	9	9	9	9	9
瀬戸内市区域	4	4	4	5	5	5
赤磐市区域	3	3	4	4	4	4
真庭市区域	14	14	14	15	15	15
美作市区域	3	4	4	4	4	4
浅口市区域	5	5	5	5	5	5
和気町区域	3	3	3	3	3	3
早島町区域	0	0	0	0	0	0
里庄町区域	0	0	0	0	0	0
矢掛町区域	1	1	1	1	1	1
新庄村区域	0	0	0	0	0	0
鏡野町区域	2	2	2	2	2	2
勝央町区域	0	0	0	0	0	0
奈義町区域	1	1	1	1	1	1
西栗倉村区域	0	0	0	0	0	0
久米南町区域	0	0	0	0	0	0
美咲町区域	0	0	0	0	0	0
吉備中央町区域	5	5	5	5	5	5
県計(27区域の計)	200	213	222	227	230	231
岡山市区域・倉敷市区域の計	111	122	129	132	135	136
岡山市区域・倉敷市区域以外の計	89	91	93	95	95	95

(イ) 認定こども園への移行に係る需給調整

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、認定こども園や保育所の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可・認定をしないことができるとされています。(需給調整)

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、「県計画で定める数」(上乗せ数値)を加えた数に達するまでは、認可・認定を行うこととされています。

●基本的な考え方

市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の提供体制の確保の内容に見込んでいることから、県は、市町村が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。

●幼稚園からの移行に対する対応(2号・3号認定分の上乗せ)

新たな認定こども園の設置が、需給調整とならないよう数値を定めます。

県区域(岡山市及び倉敷市を除く。)ごとに「確保方策」が「量の見込み」を超える最大値を上乗せ数値として設定します。

●保育所からの移行に対する対応(1号認定分の上乗せ)

1号については大幅な余裕があることから、確保方策に計上されていないものは、すべて需給調整案件として、認可・認定の要否を個別に判断します。(1号認定の上乗せ数値は定めない。)

③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付¹⁶の円滑な実施には、県と市町村の情報共有など緊密な連携が不可欠であるため、きめ細かな協力体制を構築するよう努めます。

④教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の基本的な考え方等

すべての子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を十分に提供できる環境が必要となることから、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実に努めます。

⑤教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要であり、中でも認定こども園、幼稚園及び保育所については、地域の中核的な役割を担うことが求められています。

また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満3歳未満の児童が対象ですが、これらの子どもが満3歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、認定こども園、幼稚園又は保育所と緊密かつ円滑に連携する必要があることから、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。

¹⁶ 子育てのための施設等利用給付:「子どものための教育・保育給付」の対象外である、認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業であって、市町村の確認を受けたものを、市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を支給するもの。

⑥私立幼稚園等が実施する環境改善事業への支援

幼児を健やかに育むために必要な環境整備(遊具、防犯対策設備の設置等)を実施するにあたり必要な経費の一部を支援します。

3 地域ぐるみの子育て支援の推進

施策の方向

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとして捉え、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

重点施策

(1) 子育て支援ネットワークの充実

民生(児童)委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター¹⁷事業の充実に向けた市町村への支援のほか、子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

さらに、大学等有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を「おかやま子育てカレッジ」に指定し、学・民・官の協働による地域の子育て力の向上を図ります。

(2) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点¹⁸の増加を図ります。

また、地域子育て支援拠点のネットワークづくりを進めるとともに、地域の様々な子育て支援関係者との連携や必要な人材の育成に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

¹⁷ ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育ての援助を受けたい方を会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

¹⁸ 地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行う施設や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供する施設などがある。

(3) 地域における人材の養成・確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要な人材、また、「子育てサポーターリーダー¹⁹⁾」など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、支援の担い手となる人材の育成・確保を図ります。

(4) 家庭教育への支援

家庭教育支援チームの設置を促進し、子育てに悩みや不安を抱えており、身近に相談相手がいない状況にある保護者を支援するとともに、非認知能力の見取り方の向上に向けた研修プログラム等、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供などの家庭教育支援により、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(5) 経済的支援の推進

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当の支給や、国制度では対象とならない3歳未満児の第3子以降の保育料の無償化等に取り組む市町村を支援し、子育て世帯の経済的な負担感の軽減を図ります。

子どもの健康の保持・増進を図り、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費の負担を軽減します。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担当課
ももっこカード(おかやま子育て応援パスポート)の新規協賛店数	年96店舗 (R3～R5の平均)	年100店舗	子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合 ²⁰⁾	63.9%(R5)	75%	子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	436人(R5)	890人	子ども未来課
子育て支援員育成数	1,469人(R5)	2,400人	子ども未来課
出生数に占める第3子以降の割合	18.7%(R5)	19.9%	子ども未来課

¹⁹⁾ 子育てサポーターリーダー:子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

²⁰⁾ 子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合:5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの。